

大學令中改正ノ件 (昭和十八年一月二十日 勅令 第四十號)

大學令中左ノ通改正ス

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ二年トス

大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ修業年限三年ノ大學豫科ニ在學スル生徒(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十三條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

中學校令ニ依ル中學校若ハ中等學校令第二十條ノ規定ニ依ル中學校ノ第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ第十三條第二項ノ改正規定ニ拘ラズ大學豫科ニ入學スルコトヲ得

(參照)

大正七年^{十二月六日}勅令第三百八十八號、大學令抄

錄

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者

ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者

トス

文部省の學校規制地域の決定

國土計畫の重要な一環をなす大都市人口疎散の方針に照應し、文部省に於いては昭和十八年一月、京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域を以て「學校規制地域」と定め、原則として今後高等諸學校の新設及び擴張を抑制することとし、特に東京及大阪兩市の各舊市域に對しては中等學校の新設も許さざることとなつた。但し時局下緊喫の工業關係諸學校又は特別の事由あるものに對しては例外的處置が考慮せられてゐる。

なほ右方策決定に關し新聞發表の形式を以て行はれたる文部大臣談を掲ぐれば左の如くである。

學校規制地域に關する暫定措置に

付て (昭和十八年一月二十二日 文部大臣談)

近時京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域は人口の集中する趨勢甚しく爲めに之等の地域に於ては學校教育の運営上遺憾の點が尠くなく殊に戰時下に於て之等の地域に今後無制限に教育施設を設くることは防空上の觀點からも適當でないと思はれるので今回右の四地域を學校規制地域と定め原則として高等諸學校の同地域内に於ける新設及擴張を抑制することとし又東京市及大阪市の各舊市域内に於ては中等學校を新に設置することを制限すると云ふ暫定的措置を講ずることとなつた。本措置は來る二月一日より實施されることになつて居り今後文部省の學校設立等に對する認可の重要な方針の一として運用せらるゝもので

あるが、學校規制地域内に絶対に學校の新設を認めないといふのではなく時局の緊急の需要に應ずる爲めに必要な知識技能を教育するもの又は特別の事由あるもの等に付ては其の設置の途を開いてゐる。

要するに今回の措置は暫定的のものではあるが國土計畫の見地に基いて學校の適正な配置を圖る目的に出づるのであるから今後高等諸學校の設置等の場合は成べく學校規制地域外に於て行ふことが希望される。

昭和十七年度米實收高の發表

昭和十七年度米實收高につき農林省の發表するところを掲ぐれば以下の如くである。

昭和十七年度米實收高 (農林省發表)

昭和十七年に於ける米實收高は六千七百七十七萬五千八百三十二石にしてこれを前年實收高に比すれば千六百八十八萬七千六百六十一石(二割一分二厘)を、前五箇年平均實收高に比れば三百三十五萬二千六百八十三石(五分三厘)を増加せり、而してその作付面積は三百十八萬三千六百三十三町九段にして全國平均一段歩實收高は二石一斗に當る。

蓋し本年の稻作は天候概して適順にして、移植は概ね順調に行はれたり、その後は六月中旬より高温多照にして適雨に恵まれ稻の生育一般に良好なりしも、七月に入り關東以西においては寡雨のため一部に旱魃を示せる地方を生ぜり、然るに八月上旬より幸に時々降雨あり、且氣温上昇し日照また多かりしため、全國的に良好なる生育を遂げつゝありたり、偶々八月下旬颱風ありその被害は九州および中國の數

縣におよびたるも本年は一般に病蟲の被害少く九月二十日現在における第一回豫想は六千七百三十萬千二百十石となりたり、しかして九月下旬再度の颯風に因り四國、中國、近畿等の一部地方被害を蒙れるも稲作初期よりの撓まざる官民一致の努力とその後天候概ね順調なりしたため結實、登熟共に良好なるを得十月三十一日現在における第二回豫想は第一回豫想に比し五萬九千六百九十石（一厘）を増加せり、然るにその後の天候一般に順調なりしたため地方によりては増收を見たるものありしも曩に颯風の被害を蒙れる地方においては刈取調製の結果その影響案外大にして減收を見たるものありしを以て結局實收高は第二回豫想に比し五十八萬五千六十八石（九厘）の減少を示すに至れり、なほ参考のため最近五箇年間における實收高を掲ぐれば左の如し

年次	(作付面積) 町段	(實收高) 石
昭和十二年	三、二七〇、五〇五	六六、三一九、七六四
昭和十三年	三、三〇、七二九	六五、八六九、〇九二
昭和十四年	三、一九二、七〇三	六八、九六四、四六八
昭和十五年	三、一七八、三〇二	六〇、八七四、二五二
昭和十六年	三、一八二、〇一九	五五、〇八八、一七一
五箇年平均	三、一九八、一四四	六三、四二二、一四九
昭和十七年	三、一八〇、三六三	六六、七七五、八三二
第一回豫想收穫高		六七、三〇一、二二〇
第二回豫想收穫高		六七、三六〇、九〇〇

〔備考〕 本年作付面積において曩に發表したるものと相違あるはその後訂正の地方がありたるに因る
 なほ昭和十二年度以降反當り實收高は左の如く
 十七年度の二石一斗は十四年度の二石一斗六升に
 次ぐ好成績である。

反當實收高(石)

昭和十二年	二・〇六二
同十三年	二・〇四五
同十四年	二・一六〇
同十五年	一・九一五
同十六年	一・二七三
同十七年	二・一〇〇

昭和十七年米實收高

總數	實收高	前年實收高に比し	前五箇年平均均實收高比
石	六、七五七、八三三	二、六七六、六一	三、三三六、六三三

北海道	二、七六三、三二一	一、四三三、九七七	六、七八七
青森	一、四七二、二七八	七、七一二	一、六、四四三
岩手	一、三三六、五三三	五〇〇、〇五五	一、八六、九七七
宮城	二、四三六、三六七	一、〇九二、四四三	四、五五、七七一
秋田	二、四〇五、六九九	二、九一〇、一八	二、〇八、九〇
山形	二、三六九、八三三	三、五、九五五	一、五七、四八
福島	二、三三三、〇五二	六、四六、六一	二、六三、六〇
茨城	二、四六七、四三〇	九、六、〇〇〇	四、五八、八五
栃木	一、七二二、一四八	二、四、九三〇	九、九二九
群馬	一、〇四三、五一	二、九五、八一	一、〇六、四七七
埼玉	一、六七〇、一九	五、四、六六	二、〇八、八六
千葉	二、〇三三、九三六	四、四、九四	一、〇六、五七五
東京	一、八三、八六七	五、三、三四	一、〇、六九〇
神奈川	五、〇、三五	一、七、五七	二、〇、三四
新潟	四、二、八八三	五、七、五三	一、六五、四九〇
富山	一、〇、九三三	五、〇、一〇四	一、七、七九

石川	一、二六、四七〇	二、〇、九九九	一、〇、三五五
福井	一、〇八、九二八	二、〇、一七四	四、一、六三八
山梨	四、九、一三四	九、四、三三	三、六、九九
長野	一、〇〇、三九八	三、八、四九	七、三、八二〇
岐阜	一、五五、九〇四	三、一、三六四	六、六、二四二
静岡	一、四四、九三三	二、七、九五四	一、四、三、四八
愛知	二、〇七、三三二	四、三、八七九	六、二、一九
三重	一、五三、八五九	三、六、九九七	一、五、六〇六
滋賀	一、五七、七五九	二、三、三五一	九、〇、三四
京都	八七、〇九三	七、七、三六六	四、二、四九
大阪	九七、〇六六	六、九、六六	三、二、九九
兵庫	二、三三、六五六	三、七、四七五	二、三、八四〇
奈良	七、四、四四	七、〇、五三三	四、三、四一
和歌山	六、六、〇一	九、二、七九	五、七、〇五六
鳥取	六、九、四五六	一、四、一四一	三、五、六七
島根	九、〇、九六七	一、三、八三四	九、〇、三
岡山	一、八五、九七五	二、四、二五九	三、二、六九九
広島	一、四四、〇八八	八、〇、三三	七、七、六三
山口	一、〇三、四六五	三、九、九三	二、九、七六一
徳島	五、九、〇七七	一、三、一五五	七、〇、三〇
香川	九、七、三五七	一、〇、四九三	二、五、四三〇
愛媛	九、七、七四七	一、五、六一七	八、七、六四
高知	五、一、八三三	九、五、一九	七、三、五五五
福岡	二、一五、三三二	一、〇、六三九	八、六、五五六
佐賀	一、三〇、九三五	五、〇、〇三六	一、三、六六六
長崎	八、〇、三三三	七、五、六四五	四、八、四〇

熊本	一、三九、五元	△	一、六六、二四	△	三、二六、〇〇
大分	一、二四、八六		七、八〇元	△	七、二二
富崎	九、五、〇〇	△	三、三五		八元
鹿兒島	一、〇七、三三	△	二九、二八	△	三、六〇
沖繩	二、三、九五	△	八、三三	△	一、八二〇元

なほ、内外地を通ずる昭和十七年度米實收高により昭和十八年度に於ける米供給金を總覽すると左表の如く、今後に收穫せらるる、臺灣一期米を三百萬石と見て、通計二百萬石前後の増加の見込である。

内地	昭和十七年度	昭和十八年度
	(十六年産米)	(十七年産米)
朝鮮	二四、八八四、六四二	一五、六八九、五七八
臺灣	四、一〇九、四七九	四、三五九、四四五
一期	三、八三八、八二六	
總計	八八、〇二二、二一八	八六、八二四、八五五

臺灣一期實收

大政翼賛會の結婚獎勵對策に關する 上申

大政翼賛會に於ては現下人口に對策中の急務たる結婚獎勵の具體策として昭和十八年一月二十日左の如き婚案を政府へ上申した。

趣旨

さきに閣議決定をみた「人口政策確立要項」はさしあたり昭和三十五年内地人口一億の實現を要望してゐる、然るにわが國の出生率は近年低下の傾向にある、有效適切なる出生増加方策の實施こそ現下喫緊の要務たり、出生増加の一方策として結婚の獎勵は必要

なり、また有配偶人口の出生意欲並に有配偶人口の量に差等なき限り、有配偶人口の平均年齢若ければ若き程出生率は高かるべくこの理由に依つて出生増加の一方策として結婚年齢の引下げは必要なり、敍上の意味において左の如き結婚獎勵對策の實現を要望するものなり。

方策

結婚を阻害しをれる原因は多様多岐に互れるを以て、結婚獎勵策も亦これに即應して多面的に策定實施するの要あるべし。

(一) 結婚報國思想の啓培 結婚生活を回避せんとする態度は個人主義思想に立脚するものといふべく、かゝる誤れる結婚觀を是正し、家族の繁榮なくしては國家の繁榮を期待し得ざるを以て家族精神の昂揚、結婚報國思想の啓培に努むるを要す、この啓蒙運動には大政翼賛會、大日本婦人會等が當る

(二) 結婚費用の節減 わが國の結婚風習には、美風として長く保存せしむべき點尠しとせざるも他面虚榮的、形式的、迷信的なる惡風も見られ、特に結婚披露宴費及び支度費に多額の冗費を支出しつゝある實情に鑑み、結婚費用の節減を圖ること最も肝要なり。

今參考の爲に東京市及び農村における夫妻の平均結婚費用について見るに夫の結婚費用中結婚式及び披露宴費に支出せらるる割合は著しく多く東京市において三割七分、農村においては實に四割六分以上に達しをれり、また妻の結婚費用中、支度費に支出せらるる割合は著しく多く、東京市において七割九分、農村においては實に八割六分を占

めをれり、試みに滋賀縣下における舊式結婚と新式結婚とによる結婚費用の差異について見るに、夫の平均結婚費用は三百七十七圓より百八十五圓に、即ち百九十二圓を節減し殊に結婚式及び披露宴費八百三十九圓より六十三圓に激減しをれり、また妻の平均結婚費用は九百六十一圓より四百四圓に、即ち五百五十七圓を節減し、殊に支度費は八百八十七圓より三百五十六圓に激減しをれり、この結果より判斷すれば在來の結婚費用を半減せしむることは可能なり。

全國的に見て、在來の結婚費用總額を以て二倍の結婚の費用を賄ひ得ることとなるべし、依つて政府及び大政翼賛會は在來の結婚用式に強力なる規制を加へ「嚴肅にして、しかも簡素なる結婚様式に節はしむべく大々的に結婚簡素化運動を展開するの要あるべし。

(三) 婚資貸付制度の創設 標準的結婚費用の限度において婚資貸付制度を實施せば結婚を促進し得るものと考へらる、婚資貸付制度を實施し相當の實績を挙げつゝあるはナチス獨逸なり、獨逸において一九三三年六月「失業緩和法」中の第五章に「結婚助成法」を規定しその後失業者の減少するに及び「結婚助成法」は専ら人口政策的性格を帯びるに至りたり獨逸においては結婚總數に對し約三割以上は婚資貸付結婚なり、わが國においては昭和十六年五月より國民優生聯盟において優生結婚資金貸付の斡旋をなしをれるも、利率年八分の高率なる點よりして貸付件數は甚だ少數なり「人口政策確立要綱」には婚資貸付制度創設の方針を明示しをれる事實に鑑みこの際速に